

議案第 59 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(八幡浜市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成 17 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (失職の特例) 第 9 条 <u>法第 16 条第 1 号</u> に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予されたものについては、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮する必要を認めるときは、法第 28 条第 4 項の規定を適用しないことができる。 | (失職の特例) 第 9 条 <u>法第 16 条第 2 号</u> に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予されたものについては、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮する必要を認めるときは、法第 28 条第 4 項の規定を適用しないことができる。 |

(八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 八幡浜市職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し

、又は死亡した職員（第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一次差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年度

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当

して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一次差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年度

法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し

、又は死亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第20条 (略)

法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に

関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

6 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第20条 (略)

| | |
|---|--|
| <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>_____,又は死亡したときは、<u>同項の</u>_____規定により市長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7・8 (略)</p> | <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、<u>第19条第1項の規定</u>により市長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7・8 (略)</p> |
|---|--|

(八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>_____,又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>_____,又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律_____第11条の規</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>)をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(<u>昭和27年法律第289号</u>)第11条の規</p> |

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 定に該当し、退職させられた者 3～6 (略) | 定に該当し、退職させられた者 3～6 (略) |
|---------------------------|---------------------------|

(八幡浜市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 八幡浜市職員退職手当支給条例（平成17年条例第49号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号））第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めるものに限る。<u>（以下「退職指定法人」という。）</u>の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に市長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれか</p> | <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）<u>。以下「施行令」という。</u>）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）<u>。以下「休職指定法人」という。</u>）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に市長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれか</p> |

に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 法第28条第4項の規定による失職____
又は
はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。)又は
はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後^ニ禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に^ニ禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し^ニ禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後^ニ禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に^ニ禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し^ニ禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月

以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件
に関し起訴をされた場合において、当該刑事事
件に関し禁錮以上の刑に処せられた後におい

て第15条第1項の規定による処分を受ける
ことなく死亡したときは、当該退職に係る退職
手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡
の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給
者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑
事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたこと

を理由として、当該一般の退職手当等の額（当
該退職をした者が失業手当受給可能者であつ
た場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）
の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる
処分を行うことができる。

5 （略）

6 前各項の規定による処分に基づき納付する
金額は、第12条第1項に規定する事情のほ
か、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当
該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前
各項の規定による処分を受け
るべき者が相続又は遺贈により取得をした又
は取得をする見込みである財産の額、当該退職
手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該
一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、
定めるものとする。この場合において、当該相
続人が2人以上あるときは、各相続人が納付す
る金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額
を超えることとなつてはならない。

7・8 （略）

附 則

1～9 （略）

（基本手当に相当する退職手当に係る給付日
数の延長に関する暫定措置）

10 令和4年3月31日 以前に退職した職
員に対する第10条第10項の規定の適用に
ついては、同項中「第28条まで」とあるのは
「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2
号中「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する
厚生労働省令で定める理由により就職が
困難な者であつて、同法第24条の2第1
項第2号に掲げる者に相当する者として
規則で定める者に該当し、かつ、市長が同
項に規定する指導基準に照らして再就職
を促進するために必要な職業安定法第4
条第4項に規定する職業指導を行うこと
が適当であると認めたもの

」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する
厚生労働省令で定める理由により就職が
困難な者であつて、同法第24条の2第1
項第2号に掲げる者に相当する者として
規則で定める者に該当し、かつ、市長が同

以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件
に関し起訴をされた場合において、当該刑事事
件に関し禁錮以上の刑に処せられた後におい

て第15条第1項の規定による処分を受ける
ことなく死亡したときは、当該退職に係る退職
手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡
の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給
者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑
事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたこと

を理由として、当該一般の退職手当等の額（当
該退職をした者が失業手当受給可能者であつ
た場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）
の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる
処分を行うことができる。

5 （略）

6 前各項の規定による処分に基づき納付する
金額は、第12条第1項に規定する事情のほ
か、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当
該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第
1項から第5項までの規定による処分を受け
るべき者が相続又は遺贈により取得をした又
は取得をする見込みである財産の額、当該退職
手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該
一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、
定めるものとする。この場合において、当該相
続人が2人以上あるときは、各相続人が納付す
る金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額
を超えることとなつてはならない。

7・8 （略）

附 則

1～9 （略）

（基本手当に相当する退職手当に係る給付日
数の延長に関する暫定措置）

10 平成34年3月31日 以前に退職した職
員に対する第10条第10項の規定の適用に
ついては、同項中「第28条まで」とあるのは
「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2
号中「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する
厚生労働省令で定める理由により就職が
困難な者であつて、同法第24条の2第1
項第2号に掲げる者に相当する者として
規則で定める者に該当し、かつ、市長が同
項に規定する指導基準に照らして再就職
を促進するために必要な職業安定法第4
条第4項に規定する職業指導を行うこと
が適当であると認めたもの

」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する
厚生労働省令で定める理由により就職が
困難な者であつて、同法第24条の2第1
項第2号に掲げる者に相当する者として
規則で定める者に該当し、かつ、市長が同

項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

(八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第196号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(退職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職<u>をした者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢被保険者</u>に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前3項に定めるもののほか、第4項又は<u>前項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求</u></p> | <p>(退職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢継続被保険者</u>に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前3項に定めるもののほか、第4項又は<u>第6項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広</u></p> |

職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条（八幡浜市職員退職手当支給条例附則第10項の改正規定に限る。）及び第5条（八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第17条第5項及び第7項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。
(八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の八幡浜市職員の給与に関する条例第19条第1項及び第4項、第19条の2第2号（同条例第19条の4第5項及び第20条第7項において準用する場合を含む。）、第19条の4第1項及び第2項第1号並びに第20条第6項並びに第3条の規定による改正後の八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第12条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方公務員法の一部改正等に伴い、関係条例に係る所要の改正を行うため。